第二十一条第一項第一号中「又は第六号」を削り、同項第二号中「から第七号まで、第八号の二、第九号、第十号、第十二号又は第十三号」を「から第五号の四まで又は第九号から第十三号まで」に改め、同項第三号中「、第十号、第十二号又は第十三号」を「から第十三号まで」に改め、同項第五号中「又は第六号」を削り、同項第六号中「から第七号まで又は第八号の二」を「から第五号の四」に改め、同項第七号中「、第十号、第十二号又は第十三号」を「から第十二号まで又は第一項第九号若しくは第十号」に改め、同項第八号中「、第四号から第七号まで」を「又は第四号から第五号の四まで」に改め、同項第八号の二中「、第十号、第十二号又は第十三号のいずれか」を「から第十二号までのいずれか又は第一項第九号若しくは第十号」に改め、同項第九号中「、第十号、第十二号又は第十三号」を「から第十二号まで」に改め、同条第二項第三号の二中「、イ」及び「、ハ」を削り、同号イ中「一五ギガビット毎秒」を「五〇ギガビット毎秒」に改め、「（最高位多重化レベルにおける単位時間当たりの信号ビット（情報ビット並びにラインコーディング及びオーバーヘッドその他の付加ビットを含む。）数をいう。）」を削り、同号ロ（二）中「ふっ化物の」を「ふっ化物を用いた」に改め、同号ロ（四）中「、一ウィンドウ当たりの光搬送波の数が八を超えるもの」を「、光搬送波の間隔が一〇〇ギガヘルツ未満のもの」に改め、同号ハ中「有するもの」の下に「であって、光信号の交換所要時間が一ミリ秒未満のもの」を加え、同号に次のように加える。

ヘ　専ら移動体において使用するように設計したものであって、次の（一）及び（二）に該当するもの

（一）　光波長が二〇〇ナノメートル以上四〇〇ナノメートル以下で使用することができるもの。

（二）　ローカルエリアネットワークにおいて用いられるもの

第二十一条第二項第四号を次のとおり改める。

四　削除

第二十一条に次の二項を加える。

3　外為令別表の九の項（三）の経済産業省令で定める技術は、通信用に設計したマイクロ波用モノリシック集積回路を用いた電力増幅器であって、次のいずれかに該当するものの設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）とする。

一　動作周波数が三・二ギガヘルツ超六ギガヘルツ以下であって、平均出力値が四ワット（三六ディービーエム）を超えるもののうち、瞬時帯域幅を中心周波数で除した値が一五パーセントを超えるもの

二　動作周波数が六ギガヘルツ超一六ギガヘルツ以下であって、平均出力値が一ワット（三〇ディービーエム）を超えるもののうち、瞬時帯域幅を中心周波数で除した値が一〇パーセントを超えるもの

三　動作周波数が一六ギガヘルツ超三一・八ギガヘルツ以下であって、平均出力値が〇・八ワット（二九ディービーエム）を超えるもののうち、瞬時帯域幅を中心周波数で除した値が一〇パーセントを超えるもの

四　動作周波数が三一・八ギガヘルツ超三七・五ギガヘルツ以下のもの

五　動作周波数が三七・五ギガヘルツ超四三・五ギガヘルツ以下であって、平均出力値が〇・二五ワット（二四ディービーエム）を超えるもののうち、瞬時帯域幅を中心周波数で除した値が一〇パーセントを超えるもの

六　動作周波数が四三・五ギガヘルツを超えるもの

4　外為令別表の九の項（四）の経済産業省令で定める技術は、超電導材料を用いた通信装置であって、使用する超電導材料の臨界温度より低い温度で使用することができるように設計し、かつ、次のいずれかに該当するものの設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）とする。

一　超電導ゲートを有するデジタル回路用の電流スイッチングの機能を有するものであって、ゲート当たりの遅延時間にゲート当たりの電力消費を乗じて得た値が一〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇分の一ミリジュール未満のもの

二　周波数を分離する機能を有するものであって、キュー値が一〇、〇〇〇を超える共振回路を有するもの

第二十二条第一項第二号中「第九条第一号イ（二）」の下に「、（六）」を加え、同条第四号中「第九条第九号ハ」を「第九条第一号イ（六）、第九号ハ」に改め、同項に次の一号を加える。

七　第九条第三号ニ（一）2又はホ（二）に該当するフォーカルプレーンアレーを組み込んだカメラのために設計又は改造したプログラムであって、当該カメラのフレーム速度の制限を取り外し、かつ、最大フレーム速度が九ヘルツを超えるように設計又は改造したもの

第二十二条第二項第三号ニを次のように改める。

ニ　航空管制のために用いられるプログラムであって、五以上の一次レーダーから目標データを受信することができるもの

第二十三条第四項第五号ヘ中「フルオーソリティーデジタルエンジン制御」の下に「するための装置」を加える。

第二十五条第三項第二号チを次のように改める。

チ　削除

第二十五条第三項に次の一号を加える。

三　ガスタービンエンジンの部分品であって、ガスタービンエンジンをフルオーソリティーデジタルエンジン制御するための装置の設計又は製造に係る技術（プログラムを除く。）であって、次のいずれかに該当するもの

イ　ガスタービンエンジンの部分品の設計に係る技術であって、エンジンの推力又は軸出力を制御する機能をガスタービンエンジンの部分品に付与するためのもの

ロ　エンジンの推力や軸出力を調整するために用いられるエンジンの制御及び診断を行う部分品の設計又は製造に係る技術

ハ　エンジンの推力や軸出力を調整するために用いられる制御則アルゴリズム（ソースコードを含む。）の設計に係る技術

第二十七条第一項第五号中「ものを設計し、又は製造するために設計した」を削り、同条第二項中「若しくは製造」を削り、同項に次の一号を加える。

五　次のイ及びロに該当するもの（ソースコードを含む。）

イ　第九条第一号イ（六）に該当するものからの音響データを実時間で処理するもの

ロ　水中において活動する人の位置を自動的に探知するようにデータを処理するもの

（輸出貿易管理規則の一部改正）

第二条　輸出貿易管理規則（昭和二十四年通商産業省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項第三号を削り、同条第四項及び第五項中「、同項第三号の申請を許可し、及び承認したときは別表第五で定める様式による輸出許可・承認証に」を削る。

別表第五を次のとおり改める。

別表第五　削除

別表第六中「注(1)　「郵便番号」、「住所」、「電話番号」、「ＦＡＸ番号」の欄は、前葉に記載したものと異なる場合のみ記入して下さい。」を「注　「郵便番号」、「住所」、「電話番号」、「ＦＡＸ番号」の欄は、前葉に記載したものと異なる場合のみ記入して下さい。」に改める。

（輸入貿易管理規則の一部改正）

第三条　輸入貿易管理規則（昭和二十四年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二条の三第二項中「様式による申請者届出書に記載すべき事項を特定入出力装置から入力し、及び専用電子計算機に備えられたファイルに記録し、又は当該」を削る。

別表第一中「銀行等」の下に「又は資金移動業者」を加える。

別表第三中「注(1)　「郵便番号」、「住所」、「電話番号」、「ＦＡＸ番号」の欄は、前葉に記載したものと異なる場合のみ記入して下さい。」を「注　「郵便番号」、「住所」、「電話番号」、「ＦＡＸ番号」の欄は、前葉に記載したものと異なる場合のみ記入して下さい。」に改める。